

# 串間市第2期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査業務委託に係る仕様書

## 1 業務名

串間市第2期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査業務

## 2 業務の目的

市町村において、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65条）第61条第1項に基づき、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられており、平成27年度に串間市子ども・子育て支援事業計画を策定したところであるが、平成32年度を始期とする串間市第2期子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、平成30年度中に保護者に対して各家庭の状況及び子育てに関するニーズ調査を行い、計画の基礎資料となる串間市第2期子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書を作成するものとする。

## 3 履行期間

契約締結の日から平成31年3月31日まで

## 4 履行場所

本市の指定する場所

## 5 業務委託の内容

### (1) 実態調査の調査票の設計

「就学前児童保護者」「就学（小学生）児童保護者」の2対象に対して行う調査票（案）をそれぞれ1種類作成し、提出するものとする。

※最終的には、調査票の作成にあたっては、国等から示されている指針及び市の現状等を踏まえた設問設計を行い、市独自の設問等を含む調査内容や設問数等について、串間市子ども・子育て支援推進委員会の意見も踏まえながら、事務局と十分な協議の上、受託者が作成し、必要部数を印刷することとなる。

#### 【参考資料】

- ・第一期計画の調査票イメージ
- ・第二期市町村子ども・子育て支援事業計画作成に係るスケジュール（案）
- ・第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」算出等の考え方

#### ○調査対象者

対象	必要部数
(ア) 就学前児童保護者（保育施設在園児童）	550
(イ) 就学前児童保護者（在宅児童）	95
(ウ) 就学（小学生）児童保護者（串間市内小学校児童）	350
(エ) 就学（小学生）児童保護者（くろしお支援学校児童）	5

## ②抽出方法

市が住民基本台帳から小学6年生以下の子を抽出、さらにその中から約1,000名を抽出し受託者へ提供する。

## ③調査方法

調査票の設計及び印刷、発送用・返信用封筒の印刷、発送用封筒への封入・封緘、宛名ラベルの貼付は受託者が行う。

※(ア)の調査票の配布・回収は本市が関係各所を通じて行うものとする。

(ウ)の調査票の配布は本市が関係各所を通じて行い、回収は郵送により行うものとする。

(イ)、(エ)は、本市が郵送により配布・回収するものとする。

(イ)～(エ)の発送、回収に係る経費は受託者が負担する。

※(ア)については、回収率は60%程度を想定している。

(イ)～(エ)については、回収率は50%程度を想定している。

## ④調査期間

平成30年12月(予定)(2週間程度)

## ⑤中間報告

平成31年2月15日(金)までに集計結果の速報値を「中間報告」として提出する。

## ⑥納品期限

平成31年3月25日(月)までに、成果品を納品する。

## (2)現状の分析と課題の整理

(1)の結果及び串間市第1期子ども・子育て支援事業計画の取り組みへの評価などを整理して、子ども・子育て支援事業に関わる現状を分析する。

集計については、集計方法、集計項目数等について国の指針に基づいた方法で行い、調査の結果からニーズや市の課題等を把握する。

## (3)串間市子ども・子育て支援推進委員会の支援

串間市子ども・子育て支援推進委員会(平成30年度は2回程度)の開催にあたり、アンケート(案)、報告書(案)及び会議資料の作成、必要な助言、議事録作成等の会議運営支援を行う。当日は、担当者がオブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、討議結果をその後の作業に反映させる。

## (4)需要量の推計・目標量の検討

(1)の調査結果をもとに、各種事業の需要量の見込みを推計する。また、推計結果に市の資料などから把握するサービス提供状況や見込量、市の施策意向、子ども・子育て支援推進委員会の審議結果などを加味し、各種事業の確保量の検討を支援する。

## (5)報告書の作成

(1)～(4)を反映し、ニーズ調査結果の報告書を作成する。

## 6 成果品

調査結果報告書 A4版、約100頁、50部、表紙 本文1色印刷	50部及び電子データ
回収調査票	
収集データ及び報告書データを収録する電子媒体 文書には、Microsoft Word、データにはMicrosoft Excel を使用する。	

## 7 その他

- (1) 受託事業者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 受託事業者は、業務を円滑に遂行するために、逐次本市と連絡調整を行わなければならない。
- (3) 業務完了後、受託事業者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託事業者は速やかに本市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託事業者の負担とする。
- (4) 本仕様書に記載のない細部事項は、本市と受託事業者が協議のうえ定める。

以上

# 個人情報取扱特記事項

## (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る個人情報の取扱いにあたっては、串間市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等（特定個人情報の取扱いにあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を含む。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

## (秘密の保持)

第2 乙は、この契約に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## (従事者の明確化)

第3 乙は、この契約による事務に従事する者（以下「従事者」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

## (従事者への周知)

第4 乙は、従事者に対し、在職中及び退職後においても、この契約に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

## (従事者の交代)

第5 甲は、使用者のうち不適格な者がいると判断した場合、乙に対し当該使用者の交代を要求することができる。

## (従事者への監督及び教育)

第6 乙は、従事者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

## (安全確保の措置)

第7 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## (収集の制限)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該契約を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

## (使用等の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該契約の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

## (複写等の禁止)

第10 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

## (持出しの禁止)

第11 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を特定された作業所から持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第12 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報に自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与若しくは引き渡され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了又は解除されたら直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示した場合は、当該指示によるものとする。

(報告義務)

第14 乙は、甲から求めがあったときは、この契約により取り扱う個人情報の取扱状況を甲に報告しなければならない。

(事故発生等における報告)

第15 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取扱規程等の作成)

第16 乙は、特定個人情報の適正な管理の確保を図るため、特定個人情報の取扱いに関する規程等を作成し、甲に報告しなければならない。ただし、甲が必要でないと認めた場合はこの限りではない。

(実地調査)

第17 甲は、必要があると認めるときは、この個人情報取扱特記事項の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙のこの契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、実地に調査することができる。

(勧告)

第18 甲は、乙がこの契約による事務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(契約の解除及び損害賠償)

第19 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第20 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

以上